

# 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

令和4年1月19日

南 島 原 市

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1 南島原市農業の概況

南島原市は、長崎県の南部、島原半島の南東部に位置し、温暖な気候条件を生かして水稻・ばれいしょ・みかん・葉たばこ・畜産を主体とする農業生産を展開してきたが、近年、経営の安定と発展を図るため、いちご・トマト・アスパラガスなどの施設園芸の導入が盛んになり、温暖な気候を活かした多種多様な営農形態が展開されている。

このような多種多様な営農形態を維持しつつ、高収益の作目、作型を担い手中心に導入し、地域として産地化を図り、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力の提供、農地の賃借等において、利用調整を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指している。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即した農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めている。

さらに、ICT（情報通信技術）機器を活用したスマート農業の普及、農産物の規格外品を活用した6次産業化事業や農商工連携による新規の販路拡大など、新たな視点を取り入れた更なる農業経営の発展を支援する。

### 2 南島原市農業の現状と課題

南島原市の農業構造については、昭和40年代から中核農家を中心に他産業への転業が増え始め、農業の兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、近年は、兼業化の流れも沈静化している。

また、農業就業者の高齢化が進み、農家数は減少の一途をたどっており、農業の担い手不足が深刻化している。

さらに、中山間地域等においては、農業就業者の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼす恐れがある。

### 3 農業経営基盤の強化の促進に関する取り組み

南島原市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営ビジョンを明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、南島原市及びその周辺市において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（1経営体あたり概ね400万円）、年間労働時間（主たる従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の中心を担う農業構造を確立していくことを目指す。

### 4 農業経営基盤強化の促進に関する具体的方針

#### （1）担い手の育成に関する方針

これからの本市農業を担っていく若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者または農業に関する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長

することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

## (2) 関係機関による支援体制の確立

担い手に対して、南島原市、農業協同組合、農業委員会、振興局等が十分なる相互連携の下で適切な指導を行うために「南島原市担い手育成総合支援協議会」を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、集落・地域ごとに作成された人・農地プランの作成、見直し支援等を通じ、集落での話し合いを促進する。更に、優良な経営を目指す農家や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の南島原市担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、経営改善方策の指示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来像について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

## (3) 農地等の利用集積に関する考え方

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地中間管理機構が実施する農地中間管理事業に誘導するほか、農業委員などによる農地の掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報収集に努め、両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用の増進を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農地中間管理事業を活用した農地の利用集積を推進するほか、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）や法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定新規就農者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

## (3) 集落営農の推進

水田農業等土地利用型農業が主体である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者や認定新規就農者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、振興局の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

#### (4) 生産組織等に関する推進

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

#### (5) 女性農業者の経営参画促進

農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

#### (6) 各種認定制度の推進

法第12条の農業経営改善計画および法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者や認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者や認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、南島原市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

#### (7) 圃場整備事業等各種事業の推進

地域の面的な広がりを対象とした圃場整備事業等各種事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

#### (8) 新たな農業経営方針の推進

環境制御装置や農業用ドローンといったICT(情報通信技術)機器を活用したスマート農業の推進、農産物の規格外品を活用した6次産業化、農商工連携による新たな販路の拡大など、市単独補助事業等を活用し、関係機関が一体となって新たな視点を取り入れた農業経営を推進する。

#### (9) その他農業経営基盤の強化に関する推進方針

効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体の発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化について、理解と協力を求めていくこととする。

### 5 農業経営基盤強化の促進に係る指導体制及び重点指導事項

南島原市は、南島原市担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の指示等の重点的指導及び研修会の開催等を振興局の協力を受けて行う。

特に、経営の大規模化を目指す農業経営が展開しつつある地区においては、適切な資金計画の下に

機械・施設への投資を行っていくため、日本政策金融公庫長崎支店等の参画を仰ぎつつ、資金計画作成に係る研修等、経営状況を考慮した指導を実施する。

また、中山間地域においては、新規の集約的作目導入を図るため、市場関係者等関係機関の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する適切な指導を行い、複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の有効期間を満了する認定農業者に対しては、その経営のさらなる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と検証を行い、的確な指導・助言と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

## 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

南島原市における令和2年度の新規就農者は42人。また過去5年間の平均は29.4人となっている。新たに農業を始める理由として、各種就農支援策を活用した後継者の就農のほか、定年退職に伴う就農などといった理由があげられる。今後、本市の基幹産業である農業を持続的に発展させるため、担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。このことから本市では新たに農業経営を営もうとする担い手等の育成・確保すべき目標の人数を年間30人とし、併せて、農業法人等への新規雇用就農者の確保にも努める。

自ら農業経営を開始しようとする青年等については、本市及びその周辺市その他産業従事者や優良な農業経営の事例と同程度とする年間労働時間（主たる従事者一人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には、農業で生計が成り立つ年間農業所得（3で示す1経営体あたりの年間農業所得の5割以上）を目標とする。

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着までの段階毎のきめ細かな支援をしていくことが重要である。

そのため、農地については農業委員会や農地中間管理機構、技術・経営面については振興局や農業協同組合など、関係機関が相互に連携・協力し、地域の中心的な経営体となるべく育成を図り、将来的には認定農業者へと誘導していく。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に南島原市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、南島原市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

### [個別経営体]

| 営農類型                | 経営規模   | 生産方式   | 経営管理の方法                                 | 農業従事の態様等  |
|---------------------|--|--|---|---|
| 野菜<br>家族労働力<br>(3人) | 〈作付面積等〉<br>ばれいしょ(春) 4.50ha<br>ばれいしょ(秋) 2.50ha<br><br>〈経営面積〉<br>畑 7.00ha                | 〈資本装備〉<br>トラクター(31,40PS)<br>植付機(1列型)<br>マルチャー(自走式)<br>茎葉処理機(歩行型)<br>堀取機(自走式)<br>管理機<br>トラック(軽)<br>トラック(2t)<br>運搬機<br>動力噴霧機<br>運搬車<br>土壌消毒機<br>ピッカー<br>堆肥散布機                  | 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。<br><br>青色申告の実施 | 家族経営協定の締結により給料制、休日制の導入<br><br>農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止<br><br>農作業に係る軽作業についてパート雇用従事者の確保 |
| 野菜<br>家族労働力<br>(3人) | 〈作付面積等〉<br>ばれいしょ(春) 2.50ha<br>たまねぎ(早生) 3.50ha<br>かぼちゃ 1.00ha<br><br>〈経営面積〉<br>畑 7.00ha | 〈資本装備〉<br>トラクター(26,44PS)<br>植付機(1列型)<br>マルチャー(歩行型)<br>茎葉処理機(歩行型)<br>堀取機(自走式)<br>野菜移植機<br>収穫機<br>うね立て機<br>管理機<br>トラック(軽)<br>トラック(2t)<br>運搬機<br>動力噴霧機<br>運搬車<br>土壌消毒機<br>堆肥散布機 |   |   |

| 営農類型                  | 経営規模   | 生産方式  | 経営管理の方法                                 | 農業従事の態様等  |
|-----------------------|--|---|---|---|
| 野菜<br>家族労働力<br>(2人)   | 〈作付面積等〉<br>レタス (年内) 2.50ha<br>ばれいしょ (春) 1.80ha<br>かぼちゃ 0.70ha<br>たまねぎ 0.50ha<br><br>〈経営面積〉<br>畑 5.50ha | 〈資本装備〉<br>トラクター (34PS)<br>植付機 (1列型)<br>マルチャー (自走式)<br>茎葉処理機 (歩行型)<br>野菜移植機<br>堀取機 (自走式)<br>管理機<br>トラック (軽)<br>トラック (2t)<br>運搬機<br>動力噴霧機<br>堆肥散布機<br>土壌消毒機           | 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。<br><br>青色申告の実施 | 家族経営協定の締結により給料制、休日制の導入<br><br>農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止<br><br>農作業に係る軽作業についてパート雇用従事者の確保 |
| 野菜<br>家族労働力<br>(3人)   | 〈作付面積等〉<br>ブロッコリー (春) 1.00ha<br>ブロッコリー (秋) 2.00ha<br>ブロッコリー (冬) 2.00ha<br><br>〈経営面積〉<br>畑 5.00ha       | 〈資本装備〉<br>トラクター (30PS)<br>野菜移植機 (歩行型半自動)<br>うね立て機<br>管理機 (6ps)<br>トラック (軽)<br>動力噴霧機<br>肥料散布機 (トラクター装着容量 100 kg)<br>予冷库 (2坪)<br>育苗ハウス (パ イ プ ハウス 50 m <sup>2</sup> ) |   |   |
| 野菜<br>家族労働力<br>(3.5人) | 〈作付面積等〉<br>いちご (高設) 0.30ha<br>(ゆめのか株冷 0.20ha)<br>(ゆめのか普通 0.10ha)<br><br>〈経営面積〉<br>畑 0.30ha             | 〈資本装備〉<br>ビニールハウス (30a)<br>高設栽培施設 (20a)<br>トラック (軽)<br>トラクター (21PS)<br>予冷库<br>高設育苗施設<br>管理機<br>動力噴霧機<br>自動換気設備<br>加温機<br>炭酸ガス発生装置<br>電照設備                           |   |   |

| 営農類型                                 | 経営規模  | 生産方式  | 経営管理の方法   | 農業従事の態様等  |
|--------------------------------------|---|---|---|---|
| 野菜<br>家族労働力<br>(2人)                  | 〈作付面積等〉<br>いちご(土耕) 0.15ha<br>(ゆめのか株冷)<br><br>〈経営面積〉<br>畑 0.15ha | 〈資本装備〉<br>ビニールハウス(15a)<br>トラック(軽)<br>トラクター(28PS)<br>高設育苗施設<br>管理機<br>動力噴霧機<br>電照設備<br>暖房機<br>自動換気設備<br>炭酸ガス発生装置 | 複式簿記記帳の実施<br>により経営と家計の<br>分離を図る。<br><br>青色申告の実施 | 家族経営協定の締結<br>により給料制、休日制<br>の導入<br><br>農繁期における臨時<br>雇用者の確保による<br>過重労働の防止<br><br>農作業に係る軽作業<br>についてパート雇用<br>従事者の確保 |
| 野菜<br>家族労働力<br>(3人)<br>常時雇用者<br>(3人) | 〈作付面積等〉<br>促成トマト 0.50ha<br><br>〈経営面積〉<br>畑 0.50ha               | 〈資本装備〉<br>ビニールハウス(58a)<br>トラック(軽)<br>トラクター(27PS)<br>加温機<br>管理機<br>動力噴霧機<br>自動換気設備<br>循環扇<br>炭酸ガス発生装置            |   |   |
| 野菜<br>家族労働力<br>(4人)<br>常時雇用者<br>(3人) | 〈作付面積等〉<br>促成トマト 0.60ha<br><br>〈経営面積〉<br>畑 0.60ha               | 〈資本装備〉<br>ビニールハウス(64a)<br>トラック(軽)<br>トラクター(26PS)<br>加温機<br>管理機<br>動力噴霧機<br>自動換気設備<br>循環扇                        |   |   |

| 営農類型                                 | 経営規模   | 生産方式   | 経営管理の方法   | 農業従事の態様等  |
|--------------------------------------|--|--|---|---|
| 野菜<br>家族労働力<br>(2人)<br>臨時雇用者<br>(1人) | 〈作付面積等〉<br>スナップえんどう 0.20ha<br><br>〈経営面積〉<br>畑 0.20ha                                     | 〈資本装備〉<br>ビニールハウス (0.2ha)<br>トラック (軽)<br>トラクター (20PS)<br>加温機<br>管理機<br>動力噴霧機 | 複式簿記記帳の実施<br>により経営と家計の<br>分離を図る。<br><br>青色申告の実施 | 家族経営協定の締結<br>により給料制、休日制<br>の導入<br><br>農繁期における臨時<br>雇用者の確保による<br>過重労働の防止<br><br>農作業に係る軽作業<br>についてパート雇用<br>従事者の確保 |
| 野菜<br>家族労働力<br>(4人)                  | 〈作付面積等〉<br>アスパラガス 0.45ha<br><br>〈経営面積〉<br>畑 0.45ha                                       | 〈資本装備〉<br>ビニールハウス (45a)<br>トラック (軽)<br>管理機<br>動力噴霧機                          |   |   |
| 野菜<br>家族労働力<br>(4人)                  | 〈作付面積等〉<br>半促成メロン 1.20ha<br>夏作ネットメロン 0.35ha<br>秋作ネットメロン 0.50ha<br><br>〈経営面積〉<br>畑 2.05ha | 〈資本装備〉<br>ビニールハウス (120a)<br>トラック (軽)<br>トラクター (24, 25PS)<br>管理機<br>動力噴霧機     |   |   |

| 営農類型                                     | 経営規模  | 生産方式   | 経営管理の方法   | 農業従事の態様等  |
|--|---|--|---|---|
| 野菜<br>家族労働力<br>(3人)                      | (作付面積等)<br>きゅうり 0.30ha<br><br>(経営面積)<br>畑 0.30ha  | (資本装備)<br>ビニールハウス (30a)<br>トラック (軽)<br>トラクター(20PS)<br>動力噴霧機<br>管理機<br>加温機<br>循環扇<br>炭酸ガス発生装置<br>自動換気装置                           | 複式簿記記帳の実施<br>により経営と家計の<br>分離を図る。<br><br>青色申告の実施 | 家族経営協定の締結<br>により給料制、休日制<br>の導入<br><br>農繁期における臨時<br>雇用者の確保による<br>過重労働の防止<br><br>農作業に係る軽作業<br>についてパート雇用<br>従事者の確保 |
| 果樹<br>家族労働力<br>(4人)                      | 〈作付面積等〉<br>ハウスみかん 0.60ha<br>せとか(ハウス)0.20ha<br>不知火(ハウス)0.20ha<br>温州みかん(露地)0.30ha<br><br>〈経営面積〉<br>畑 1.30ha | 〈資本装備〉<br>ビニールハウス (100a)<br>トラック (軽)<br>トラック (1.5t)<br>管理機<br>加温機<br>動力噴霧機   |   |   |
| 花き<br>家族労働力<br>(3人)<br><br>臨時雇用者<br>(1人) | 〈作付面積等〉<br>トルコギキョウ 0.65ha<br><br>〈経営面積〉<br>畑 0.65ha   | 〈資本装備〉<br>ビニールハウス (65a)<br>トラック (軽)<br>トラック (1.5 t)<br>トラクター (23PS)<br>管理機<br>動力噴霧機<br>加温機<br>冷蔵庫<br>ヒートポンプ (育苗用)<br>循環扇<br>電照設備 |   |   |

| 営農類型                                 | 経営規模   | 生産方式   | 経営管理の方法                                 | 農業従事の態様等  |
|--------------------------------------|--|--|---|---|
| 工芸作物<br><br>家族労働力<br>(3人)            | 〈作付面積等〉<br>葉たばこ 2.80ha<br><br>〈経営面積〉<br>畑 2.80ha   | 〈資本装備〉<br>トラック(軽)<br>トラック(1t)<br>トラクター(33, 41, 65PS)<br>管理機<br>動力噴霧機<br>マニュアルプレッダー<br>深層土壌消毒機<br>乾燥室<br>AP-1<br>針ラック                 | 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。<br><br>青色申告の実施 | 家族経営協定の締結により給料制、休日制の導入<br><br>農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止<br><br>農作業に係る軽作業についてパート雇用従事者の確保 |
| 工芸作物<br>+<br>野菜<br><br>家族労働力<br>(4人) | 〈作付面積等〉<br>葉たばこ 3.50ha<br>秋冬はくさい 0.60ha<br>かぼちゃ 0.80ha<br>レタス(年内) 0.40ha<br>ブロッコリー(秋) 0.30ha<br><br>〈経営面積〉<br>畑 5.60ha | 〈資本装備〉<br>トラック(軽)<br>トラクター(23, 55, 72PS)<br>管理機<br>動力噴霧機<br>マニュアルプレッダー<br>深層土壌消毒機<br>乾燥室<br>AP-1<br>針ラック                             |   |   |
| 肉用牛<br><br>家族労働力<br>(4人)             | 〈作付面積等〉<br>繁殖牛 50頭<br>飼料作物 3.00ha<br><br>〈経営面積〉<br>畑 2.00ha  | 〈資本装備〉<br>牛舎(500㎡)<br>堆肥舎<br>トラクター(50PS)<br>管理機<br>ブロードキャスター<br>ロールベラー<br>ディスクモアー<br>ラッピングマシーン<br>ホイールローダー<br>トラック(軽)<br>トラック(2tダンプ) |   |   |

| 営農類型                 | 経営規模                     | 生産方式  | 経営管理の方法   | 農業従事の態様等  |
|----------------------|--------------------------|---|---|---|
| 肉用牛<br>家族労働力<br>(3人) | 〈作付面積等〉<br>肥育牛 150頭      | 〈資本装備〉<br>牛舎 (400 m <sup>2</sup> )<br>堆肥舎<br>ホイールローダー<br>トラック (軽)<br>トラック (2t ダンプ)  | 複式簿記記帳の実施<br>により経営と家計の<br>分離を図る。<br><br>青色申告の実施 | 家族経営協定の締結<br>により給料制、休日制<br>の導入<br><br>農繁期における臨時<br>雇用者の確保による<br>過重労働の防止 |
| 養 鶏<br>家族労働力<br>(2人) | 〈作付面積等〉<br>ブロイラー 52,000羽 | 〈資本装備〉<br>鶏舎 (3300 m <sup>2</sup> )<br>堆肥舎<br>トラック (軽)<br>トラック (2t)<br>自動給餌システム<br>温度管理システム<br>動力噴霧機<br>細霧装置<br>換気扇<br>送風機<br>発電機   |   | 農作業に係る軽作業<br>についてパート雇用<br>従事者の確保  |
| 養 豚<br>家族労働力<br>(3人) | 〈作付面積等〉<br>繁殖母豚 150頭     | 〈資本装備〉<br>繁殖豚舎 (370 m <sup>2</sup> )<br>分娩豚舎 (400 m <sup>2</sup> )<br>肥育豚舎 (1,500 m <sup>2</sup> )<br>簡易離乳子豚舎 (250 m <sup>2</sup> )<br>堆肥舎 (220 m <sup>2</sup> )<br>汚水処理施設<br>自動給餌システム<br>動力噴霧機<br>トラック (軽)<br>トラック (2t ダンプ)<br>バキュームカー<br>ショベルカー |   |   |

## 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型については、第2の基本的指標を参考とする。

### 第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

#### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積及び面的集積の目標

|  |    |
|--|----|
| 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積及び面的集積の目標  | 備考 |
| 面積の割合：82%<br>なお、面的集積の目標については、農地中間管理事業等を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるよう努める。 |    |

#### 2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

##### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

南島原市の平坦部では、水稻、ばれいしょ、たまねぎ、葉たばこを主体とする土地利用型農業、いちご、トマト、アスパラガス等の施設園芸作物等地域複合産地を展開し、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできているが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、山間部では、条件の悪い畑地や耕作者の高齢化等により耕作放棄地も年々増加している。

##### (2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

南島原市では、今後10年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

今後はほ場整備地域等を中心に農業経営の規模拡大と合理化を推進し、農用地の有効利用を図る。

##### (3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関及び関係団体との連携等

南島原市の将来の農地利用ビジョンの実現を図るため、以下の施策を推進することとする。

なお、そのために関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、市関係各部、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、担い手育成総合支援協議会等による連携体制を整備する。

[農地利用のビジョンの実現を図るための施策]

| 施策名    | 地区名    | 実施予定年度   | 施策の概要等      |
|--------|--------|----------|-------------|
| 土地改良事業 | 空池原地区  | H25 ～ R3 | 区画整理 35.2ha |
| 〃      | 見岳地区   | H27 ～ R6 | 区画整理 21.2ha |
| 〃      | 馬場地区   | R1 ～ R7  | 区画整理 30.3ha |
| 〃      | 津波見地区  | R2 ～ R11 | 区画整理 95ha   |
| 〃      | 有家中部地区 | R6 ～ R14 | 区画整理 70ha   |

## 第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

南島原市は、長崎県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の1「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向」に即しつつ、南島原市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

南島原市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア ほ場整備事業が完了した地区（古江・田中、坂下、布津北部、布津東部、原尾、大苑、原山、釘山、白木野、清谷、加津佐西部、諏訪）及び事業実施中の地区（空池原、見岳、馬場、津波見）、推進地区（有家中部）においては、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取り組みによって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

更に、南島原市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

### 1 利用権設定等促進事業に関する事項

#### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）、及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記 (ア) から (エ) までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの (ア) から (イ) に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア) に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施のよって利用権の設定を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定または移転を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構、又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構、若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 農地所有適格法人以外の法人等が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人が行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

## (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

- ① 南島原市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成25年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 南島原市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
  - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
  - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
  - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（4）農用地利用集積計画の策定期間

- ① 南島原市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。
- ② 南島原市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 南島原市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとするが、その手続きについては、主として農地中間管理事業の活用を推進する。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（5）要請及び申出

- ① 南島原市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、南島原市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 南島原市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その他区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定した農用地利用集積計画の定めるところにより設定等された利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 南島原市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 南島原市は、(5)の②及び③及の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、南島原市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 南島原市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有者の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
- ア その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸者又は使用貸借の解除をする旨の条件
- イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号)(以下、「農林水産省令」という。)で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
- ウ 撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項((オ)については必要に応じて定める)

- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- (エ) 賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

南島原市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

南島原市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を南島原市の掲示板への掲示により公告する。

なお、南島原市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画の取消しを行った場合は、その旨を公告する。

(10) 公告の効果

南島原市が、(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

南島原市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 南島原市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に該当する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 南島原市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地

利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に該当する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 南島原市は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を南島原市の掲示板への掲示により公告する。

④ 南島原市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

⑤ 南島原市農業委員会は、②の規定による取り消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。南島原市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、(公財)長崎県農業振興公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

## 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

南島原市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1~数集落)とするものとする。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### (4) 農用地利用規定の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を南島原市に提出して、農用地利用規程について南島原市の認定を受けることができる。
- ② 南島原市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
  - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
  - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
  - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
  - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 南島原市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を南島原市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規定の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の受託を受けて農用地の利用の集積を行う農業生産法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業生産法人を除き、農業生産法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年制令第219号)(以下、「政令」という。)第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
  - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
  - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
  - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の受託に関する事項
- ③ 南島原市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
  - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
  - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規定（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用規程の変更等

- ① (5) の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、(5) の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、南島原市の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令第 21 条の 3 で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令第 22 条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

- ② 認定団体は、①のただし書きの場合（同項ただし書きの農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を本市に届け出るものとする。

- ③ 南島原市は、認定団体が (5) の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第 7 条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- ④ (5) の②及び(6) の③の規定は①の規定による変更の認定について、(5) の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(8) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5) の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(9) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 南島原市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

- ② 南島原市は、(5) の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、振興局、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、南島原市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

### 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### (1) 農作業の受委託の促進

南島原市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

#### (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農援隊等の活用により農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

### 4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

南島原市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

### 5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、南島原市は関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

#### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

##### ① 受入環境の整備

公益財団法人長崎県農林水産業担い手育成基金や振興局、農業協同組合等と連携しながら、必要に応じて就農相談会を開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、研修生の受入れを行う。

##### ② 中期的な取組

生徒、学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関をはじめ関係機関と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

南島原市では、南島原市担い手育成総合支援協議会を中心に、関係機関が連携・協力し、新たに農業経営を営もうとする青年等が作成する「青年等就農計画」の作成支援にあたり、当該青年等に関する情報を共有し、研修や営農指導など就農前後のフォローアップに努める。また、必要に応じて面接等を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効果的かつ適切に行うこととする。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、南島原市担い手育成総合支援協議会を中心に、関係機関が連携・協力し当該新規就農者をサポートする体制を整備するとともに、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手となるよう育成していく。

③ 経営力の向上に向けた支援

①に掲げる「青年等就農計画」を活用した指導に限らず、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細かな支援を実施する。

④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については南島原市又は振興局、長崎県新規就農相談センター、技術や経営ノウハウについての習得については長崎県農業大学校等、就農後の営農相談等フォローアップについては振興局又は農業協同組合、農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

南島原市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 南島原市は、県営ほ場整備事業による農業生産基盤整備の促進を通じて、ほ場の大区画化を進めるとともに、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効果的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 南島原市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。また、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効果的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

ウ 南島原市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

南島原市は、農業委員会、振興局、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他

の関係機関と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 3 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、南島原市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、南島原市は、このような協力の推進に配慮する。

## 第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附則

- 1 この基本構想は平成19年3月30日から施行する。
- 1 この基本構想は平成22年6月10日から施行する。
- 1 この基本構想は平成26年10月1日から施行する。
- 1 この基本構想は令和4年1月19日から施行する。

別紙1（第4の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年制令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第4の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

| ①存続期間（又残存期間）  | ②借賃の算定基準  | ③借賃の支払方法  | ④有益費の償還   |
|---|---|---|---|
| <p>1 存続期間は、最長20年とする。</p> <p>2 残存期間は移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p> | <p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> | <p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払い等を履行するものとする。</p> | <p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間の協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき南島原市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p> |

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

| ①存続期間（又残存期間） | ②借賃の算定基準   | ③借賃の支払方法 | ④有益費の償還 |
|--------------|--|----------|---------|
| Iの①に同じ。      | <p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p> | Iの③に同じ。  | Iの④に同じ。 |

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合。

| ①存続期間（又残存期間） | ②借賃の算定基準   | ③借賃の支払方法  | ④有益費の償還 |
|--------------|--|---|---------|
| Iの①に同じ。      | <p>1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理経費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようするものとする。</p> | <p>Iの③に同じ。この場合においてIの③の中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。</p> | Iの④に同じ。 |

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

| ①対価の算定基準   | ②対価の支払方法   | ③所有権の移転の時期   |
|--|--|--|
| <p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の対価に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p> | <p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより支払うものとする。</p> | <p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用計画集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> |